

# 幼児教育・保育の無償化に係る認定について

幼児教育・保育無償化の対象となるためには、予め認定を受ける必要があります。  
下記を参考に事務手続きをしていただきますようお願いいたします。

## 1 新規申請手続き

以下の書類を、認定希望開始月の前月 10 日までに幼稚園へご提出ください。

### <保育認定が不要な場合（新1号）>

- ・子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書

### <保育認定が必要な場合（新2号、新3号）>

- ・子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書
- ・保育必要性事由を証明する書類（下表参照）

| 保育必要性事由           |       | 証明書類                                    | 認定期間                                                             |
|-------------------|-------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 就 労<br>(60時間/月以上) | 外 勤   | ・就労証明(申告)書                              | 子どもの就学前日まで                                                       |
|                   | 個人営業  | ・就労証明(申告)書<br>・確定申告書の写し又は開業届の写し         |                                                                  |
|                   | 内職・農業 | ・内職・農業申告書                               |                                                                  |
| 妊娠・出産             |       | ・就労外申立書<br>・母子健康手帳の写し<br>(表紙及び出産予定日記入欄) | 出産予定日の8週間前の属する月の初日から出産日の8週間後の属する月の末日まで                           |
| 保護者の疾病・障がい        |       | ・就労外申立書<br>・医師等の作成した診断書                 | 医師等の作成した診断書に記載されている日まで<br>(1年ごとに更新(現況確認後の11月頃))                  |
| 同居親族等の介護・看護       |       |                                         |                                                                  |
| 災害復旧              |       | ・就労外申立書<br>・罹災(りさい)証明書                  | 左の状態が継続すると見込まれる日まで                                               |
| 就 学               |       | ・就労外申立書<br>・在学証明書<br>・カリキュラム            | 在学証明書等に記載されている日まで<br>(1年ごとに更新(5月頃))                              |
| 保護者の育児休業          |       | ・育児休業の通知の写し又は<br>育児休業等状況書               | 育児休業終了日の前月末日(育児休業終了日が末日の場合は当月末日)まで                               |
| 求職活動              |       | ・就労予定申立書・証明書                            | 提出日から3か月後の属する月の末日まで<br>(認定後3か月以内に就労証明書が提出されない場合、以降の継続認定は認められません) |

※下線の証明書類は岡崎市の様式でご提出ください。岡崎市ホームページに様式及び記載例を掲載しています。

※証明書類は、証明日が認定希望開始日の2か月前以降（4月入園の場合は除く）であるものが有効です。

※証明書類を訂正する場合は、必ず証明者の印又は自署により訂正をしてください。

※毎年10月頃、保育必要性事由が継続しているかの確認（現況確認）のため、各種証明書類のご提出をお願いいたします。

※認定期間は、書類等の審査により市が決定いたします。

※書類に不備等があった場合は認定ができないことがありますので、必ず提出前に記載内容をご確認ください。

※認定終了日にご注意ください。施設利用費を遡って給付することはできません。

## 2 変更申請手続き

以下の書類を、認定希望開始月の前月 10 日までに幼稚園へご提出ください。

### <世帯情報を変更されるかた>

例) 住所、氏名、世帯員、保護者、婚姻、離婚、出生、死亡等

- ・子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書

### <認定情報を変更されるかた>

例) 認定種別（新〇号）、認定希望期間、利用施設、保育必要性事由等

- ・子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書
- ・保育必要性事由を証明する書類（前頁の表を参照）

※世帯情報、認定情報は変わらず就労先が変更の場合は、就労証明(申告)書のみご提出ください。

※無償化の対象から外れる場合の手続きがなされていなかった場合は、給付済の施設等利用費の返還を求める場合があります。

お問合せ先  
岡崎市こども部 保育課  
福社会館3階

TEL : 0564-23-6175 FAX : 0564-23-6540